

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成30年9月14日

鈴木隆広 殿

自動車局安全政策課長

平成30年7月19日付けをもって照会のあった件について、下記の通り回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会にあったような事例に関し、一般的に、運転者が事業用自動車（以下「車両」という。）の日常点検を車庫で実施した後、車庫と別の場所に所在する営業所に運行管理者等の点呼を受けるために当該車両を用いて移動することは、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第7条第1項の適用対象となるが、個別の運送実態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

安全規則第7条第1項は、貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、車両の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面による点呼を行うことを求めている。

輸送の安全を確保するため、運転者は事業者の指揮監督のもと車庫で日常点検を実施し、その後営業所において事業者の運行管理者の点呼を受けた上で業務に従事することとしており、これを遵守しないまま点呼の前に車庫から営業所まで車両を用いて移動することは、輸送の安全の確保がされないこととなる。このため、このような移動は安全規則第7条第1項違反となる。